

問17

子供から事情を聞く場合って、
誰が聞いてくれるのですか。

基本的に、中学生以下の子供さんが被害に遭った場合には、岡山地方検察庁の検察官が、検察庁内で、被害に遭った子供さんから「1対1」で事情を聞くこととなります。

(これを「代表者聴取」といいます)



この時、聞き取りをするのは女性の検察官がいいか、男性の検察官がいいか、被害に遭った子供さんに確認してから行います。

ただ、子供さんから事情を聞く時は、その必要があるかないかを検察庁とよく検討して、どうしても子供さんから話を聞かなければならない時は、検察庁の検察官と検討し、実施の判断をします。

また、被害に遭った直後等は、一時的に警察官が子供から話を聞く場合もあります。

その時は、子供が希望する性別の警察官が、話を聞くようにしていますので、教えてください。